

固定資産税(償却資産)の申告のお願い

問課税課資産税家屋係 (市役所2階4番窓口) ☎32-2016

会社や個人で工場・商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸し付けている人が事業のために用いる構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を「償却資産」といいます。償却資産の所有者は、毎年1月1日現在で所有する資産の申告をしてください。

主な対象物 土地と家屋以外で法人税法・所得税法に基づき減価償却資産として計上(固定資産台帳・減価償却明細書)しているものから、無形減価償却資産(ソフトウェアなど)や自動車税・軽自動車税の課税対象となるものを除いたもの

申告方法 市から送付する申告書に必要事項を記入して提出する

締め切り 令和2年1月31日(金)

申告していないと…

さかのぼって税金や延滞金がかかる場合があります。

特に新規事業者はご注意ください!

申告書が届かない場合は、必ず連絡してください。

調査のお願い

市では、償却資産申告の内容について実地調査を行っています。調査時は、ご協力をお願いします。

業種	主な償却資産の内容
全業種	外構工事(舗装路面、塀、緑化施設、フェンス、外灯など)、駐車場設備、看板、壁面文字、受変電設備、屋外給排水設備、パソコン、コピー機、ルームエアコン、防犯カメラ、応接セットなど
不動産業	自転車置き場、ごみ置き場、浄化槽・管理設備、駐車装置、駐車料金自動計算装置など
売電事業	太陽光発電設備一式(屋根材一体型を除く)など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	自家発電設備、製造設備、機械装置一式、機械の給排水設備など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフトなど)、発電機、機械装置一式など
店舗・小売販売業、飲食業	日除け、陳列棚、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器、レジスターなど
理・美容業、医(歯科)業、クリーニング業	浄化槽・管理設備、理美容椅子、医療機器一式、ガス(麻酔)設備、洗濯機、乾燥機、機械装置一式など
ガソリンスタンド、自動車修理業	浄化槽・管理設備、地下タンク、防火壁、独立キャノピー、洗車機、器具・工具など
農業、林業、酪農業	ビニールハウス、果樹棚、ボイラー、機械装置一式、保冷库など

財政健全化判断比率と資金不足比率の公表

問財政課☎32-2020

平成30年度決算をもとに、市の財政状況を示す指標を算定しました。

財政健全化判断比率(①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率)は、すべて早期健全化基準を下回りました。

また、公営企業会計(水道事業会計、工業用水道事業会計、食肉処理センター特別会計、下水道事業会計)の資金不足比率も、資金不足となった公営企業会計は無く、経営健全化基準(20%)を下回ったので、健全な財政運営を保っていると判断しています。

しかし、合併特例期間の終了に伴い、地方交付税が年々減額されていることなどから、市の財政はさらに厳しい状況になると予測されます。今後も健全な財政運営を維持するため、より一層の行財政改革に取り組んでいきます。

■財政健全化判断比率の状況

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
津山市	平成30年度決算	赤字なし	赤字なし	12.1	133.1
	平成29年度決算	赤字なし	赤字なし	11.6	136.2
基準の	財政再生基準	20.00	30.00	35.0	—
	早期健全化基準	11.95	16.95	25.0	350.0

用語の説明

実質赤字比率 福祉、教育、まちづくりなどを行う一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すもの

連結実質赤字比率 全会計の黒字と赤字を合算し、赤字の程度を指標化し、市全体の財政運営の深刻度を示すもの

実質公債費比率 借入金の返済額(支出)の標準財政規模(収入)に対する割合を指標化したもの

将来負担比率 市だけでなく、市が関係する一部事務組合などを含めた借入金などの負債残高を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性の度合いを示すもの

財政再生基準 基準を超えると、国の関与による確実な再生を行うため、財政再生計画の策定などが義務付けられる

早期健全化基準 基準を超えると、自主的な改善努力によって財政を健全化するため、財政健全化計画の策定や外部監査の要求などが義務付けられる

税の医療費控除には明細書の作成が必要です

問課税課市民税係☎32-2015

所得税の確定申告で医療費控除を受けるためには、申告者自身が作成する「医療費控除の明細書」が必要です。

「医療費控除の明細書」の様式は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)で入手できます。

また、「医療費控除の明細書」の作成に使用した医療費の領収書は、自宅などで5年間保存することが義務付けられています。廃棄などしないようご注意ください。



国税庁
ホームページ

▶医療費控除の明細書



領収書の添付が認められるのは令和元年分の確定申告まで

経過措置として、令和元年分までの申告は、従来どおり、領収書の添付も認められていますが、令和2年分からの申告(令和3年2月以降に行う申告)に向け、早めの準備をお願いします。

市営住宅などの税外債権の徴収を強化しています

問債権管理室(市役所2階)☎32-2060

市では、平成29年4月に債権管理室を設置し、滞納対策を進めています。市営住宅使用料、水道料金、奨学金などを納めていない人に、督促状や催告書を送付し、自主納付を促しています。

それでも未納がある場合は、公平・公正性を保ち、市の財源を確保するため、法的手続きをとるなど、厳正に対処していきます。

主な法的手続き

「支払督促」や「即決和解」、「通常訴訟」などがあります。債権者(市)が、未納を争点に、債務者(未納者)に金銭の支払いをするよう、裁判所に申し立てるなどして、差し押さえや強制撤去などの請求権を行使する場合があります。

納付が困難な場合は必ずご連絡ください

重い病気や失業、災害などで納付が困難な場合は、猶予や分割納付などの申請ができます。納付に困っている場合は、早めに担当課にご相談ください。

